

熊本県社会福祉協議会非常勤役員等の報酬 及び旅費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人熊本県社会福祉協議会（以下「本会」という。）の非常勤役員等が職務のために勤務した場合の報酬及び旅費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(非常勤役員等)

第2条 この規程において、非常勤役員等とは、次の者をいう。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 評議員
- (4) 生活福祉資金貸付審査など運営委員会委員
- (5) 熊本県民間社会福祉事業従事者退職共済事業運営委員会委員
- (6) 熊本県社会福祉事業振興資金運営委員会委員
- (7) 熊本県社会福祉振興基金運営委員会委員
- (8) 熊本県福祉人材・研修センター運営委員会委員
- (9) 熊本県福祉人材・研修センター研修企画部会委員
- (10) 福利厚生企画・情報会議委員
- (11) 熊本県地域福祉権利擁護事業契約締結審査会委員
- (12) 熊本県ボランティアセンター運営委員会委員
- (13) 熊本県運営適正化委員会委員選考委員会委員
- (14) 熊本県運営適正化委員会委員
- (15) 熊本県介護福祉士等修学資金貸付対象者選定委員会委員
- (16) 熊本県保育士修学資金審査委員会委員

(報酬)

第3条 非常勤役員等が職務のために勤務した場合は、報酬として日額 7,000 円を支給する。ただし、監査にあたる公認会計士の当日の報酬は 50,000 円とする。

2 公務員については、報酬を支給しない。

(旅費)

第4条 非常勤役員等が職務のために旅行した場合は、本会職員等の旅費支給規程に基づき、旅費を支給する。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 6 年 11 月 14 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 11 年 9 月 17 日から施行し、平成 11 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 12 年 3 月 6 日から施行し、平成 12 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 28 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 21 日から施行する。